

平生町告示第52号

平成21年第1回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成21年2月23日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成21年2月27日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

(1) 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

(2) 平成20年度平生町一般会計補正予算

応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

淵上 正博君

細田留美子さん

河内山宏充君

吉國 茂君

福田 洋明君

平岡 正一君

藤村 政嗣君

田中 稔君

応招しなかった議員

柳井 靖雄君

平成21年 第1回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成21年2月27日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年2月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員長報告
- 日程第5 議案第1号 平成20年度平生町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(1日)
- 日程第4 委員長報告
- 日程第5 議案第1号 平成20年度平生町一般会計補正予算

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 8番 河内山宏充君 |
| 9番 吉國 茂君 | 10番 福田 洋明君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 藤村 政嗣君 |
| 13番 田中 稔君 | |

欠席議員(1名)

- 7番 柳井 靖雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

- | | |
|----------|-----------|
| 局長 藤田 衛君 | 書記 岩井 浩治君 |
|----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	総務課長.....	吉賀 康宏君
町民課長	木谷 巖君	健康福祉課長	河野 孝之君

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第1回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、福田洋明議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第121条の規定による本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．委員長報告

議長（田中 稔君） 日程第4、平成20年第6回定例会で閉会中の継続審査となった議案第

13号平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、平成20年12月11日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託しました議案につき、委員長の報告を求めます。淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年12月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受け継続審査に付しておりました議案第13号につきまして、平成21年2月3日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第13号につきましては、全会一致で承認することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

まず、し尿処理手数料の改正の事由、浄化槽の維持管理費の料金設定、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、以下「合特法」と言わせていただきます。これについて等の報告・説明を受けました。

次に、委員からの質疑等については、し尿を汲み取る際のメーター器の検査は町が行っているかとの質問に対し、処理業者の許可は町が行っているが、検査は行っていない。今後、収集の実態も含めて調査したいとの説明を受けました。

また、浄化槽の維持管理費について、今後、行政がチェックできる体制ができていないのかとの質問に対し、許可業者と設置者との契約により料金設定がされるため、行政が直接関与することはできないとの説明を受けました。さらに、苦情等があれば行政が対応するかとの質問があり、業者に対しては、行政の立場として対応していくとの説明を受けました。

また、合特法についてはどのように考えているかとの質問に対し、法の趣旨を尊重し、業者に対する支援業務を町として行わなければいけない。計画は策定していないが、それに準ずるような形のものを、今後検討をしていきたいとの説明を受けました。

また、し尿処理手数料について、コストの高騰を理由とする料金改定は今後あり得ない。さらに浄化槽の維持管理費の料金設定については、行政としても深く関与し、適正な料金となるよう努力されることを要望する賛成討論がありました。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 本案に対しては賛成をいたしますが、いろいろ経緯を見てみますと、どうしても申し上げておきたいことがございますのでお話をしたいと思います。委員長の報告で、私が申した討論も報告していただきましたので、できるだけ重複は避けませんが、このなぜ値上げをしてくれという業者から要望が出てきて、行政がこういう議案を出さざるを得なかったかという点が一つです。それと行政の施策の整合性の問題この2点が問題として審議の中で明らかになりました。

一つはなぜ値上げを議案を提出する事態に至ったかと。これですが、先ほど委員長の報告にありましたように、いわゆる合特法、下水道の整備等に伴う、下水道の整備事業を始める時、また供用開始する前にそれに関係する業者が、打撃を受けるのは当然明らかなわけで、それに対してその事業者が事業の転換等のいろんな努力をする場合は、行政が資金援助などをするような法律が定めてあります。このことは私は下水道事業を開始するにあたって、何度も本会議や委員会等で申し上げて要請もしてきたところです。

ところが本町はこの合特法に基づく業者の事業転換の今後の方針を援助するための計画をつくらなかった。結局これが行政はそういった今まで長い間、業者の援助をしなかったために、こういう当然下水道をやれば効率が悪くなる、量が減る、経営が悪くなる、当り前のことなんですよね。ですから、その法律があるわけですが、その努力をしなかったために、行政に値上げをしてくれという話が出てきたんです。行政は断れないという事態になってきたと思うんです。やるべきことをやらなかったから、今日の事態に至ったというのが、審議の中で私ははっきりしたと思うんです。

それともう一つ、下水道は地域を決めて、漁業集落もそうですが、その区域内の処理をしますが、それ以外のところについては、昔は合併処理浄化槽、今日では浄化槽ですが、を設置をする。それに対する補助制度を作っております。平生町は県下でも3番目にこの制度を作りました。先進的な取り組みをしてきた町です。

ところが片方では、そういった浄化槽を設置しなさいという奨励をしておる。また、漁業集落の区域の見直しについては狭めて今までの経過区域は浄化槽で対応しようという施策もやってきました。ところが、その今回のこの条例改正でそれも引き連れて値上げをするという、片方は事

業を推進しておいて、それに応じた方は値上げが待っていると、こういう変な条例改正になってきたわけです。

今回のこの廃棄物に関する条例は二つのことを定めております。一つは生し尿の汲み取り、もう一つは浄化槽の清掃、浄化槽には単独処理浄化槽と合併浄化槽がございますが、生し尿の方にはコスト計算で値上げをしてくれという話をしてきました。能率が悪くなるから、当然コストが上がってくるのは当たり前ですから、これは合特法で解決されておらなければならない問題でした。二つの業者がやっておりますが、一つの業者は浄化槽への対応すらできていない状況です。昔の汲み取りだけしかできない。こういう状況で今日までできております。ですからこのコストだけでは当然やっていけなくなるのは当たり前なんです。もう一つ浄化槽の方です。浄化槽の方についてはコストの計算はしないんです。特に単独の処理浄化槽から合併浄化槽になって容量が大きくなって、事業の内容は随分コストが低減されてきているのです。一回行ったら大量の収集をして参りますし、年間契約をして出された表でも、6万円とか7万円とか年間の契約になっております。年間に1回か2回行けば、それだけの収入があるという、こちらではコスト計算はしないで、引き連れて値上げをするとこういう矛盾もございます。

したがって委員長の報告にありましたように、単独の生し尿の汲み取りについては、今後合特法の遅ればせながら合特法の精神を生かした取り組みをされて、これについては値上げはされないこと。それと合併処理浄化槽の推進をしてきたわけですから、これについての料金の設定については行政が深くかかわるようにしていただきたいと。それと条例にも「料金は適正にし」という項目も入っておりますから、当然行政が関与できるはずですから、行政が推進させた分については、当然責任を持って行くと、こういうことを申し述べておきまして、賛成はいたしますが、今後の行政の努力としてぜひ遂行していただきたいと思いますので申し述べておきます。以上で発言を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。平成20年第6回定例会に提出されました議案第13号平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第13号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 . 議案第1号

議長（田中 稔君） 日程第5、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

大星山で初日の出を迎え、今年1年の町民の皆さんの御多幸を祈ったことが、昨日のように感じられますが、月日はあっという間に過ぎ、2月ももうじき終わろうといたしております。まさに「1月は往ぬる、2月は逃げる、3月は去る」という表現が、そのまま当てはまるような時の流れの速さを実感しているところであります。

また、2月13日には春一番も観測されたところでございます。三寒四温を繰り返しながら、日ごと春らしさが増してくる季節でもありますが、体調管理に十分気をつけなければならない時期でもあります。

そのような本日、平成21年第1回平生町議会臨時会を開催をいたしましたところ、御多忙にもかかわらず、多数の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまは、先の12月定例会に上程しておりました平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務厚生常任委員会における継続審査として慎重審議をいただき、本会議におきましても御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本臨時会に御提案申し上げます議案は、一般会計の補正予算1件でございます。

それでは、御提案いたしました議案につきまして、御説明をさせていただきます。

議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算であります。

このたびの補正予算の内容につきましては、現在、国会において審議中であります定額給付金給付事業の給付及び子育て応援特別手当の支給に関わるものであります。

まず、定額給付金事業につきましては、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて家計に広く支給することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものとして、当該事業に要する経費を含む2兆395億円余りが定額給付金事業費として計上され、1月27日の国会におきまして、平成20年度補正予算の成立を見たところであります。

この国の補正予算の成立を受けて、「定額給付金給付事業費補助金交付要綱」並びに「定額給付金給付事務費補助金交付要綱」が、全国の地方自治体に対して、1月28日に総務事務次官名

で出されたところであります。そのうち事務費の補助金交付要綱は、同日付で施行されたものの、給付金の交付に係る事業費補助金交付要綱については、国会で審議中であり、「平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」が成立した後に施行されることになっているものであります。

これらのことから、定額給付金にかかる準備作業並びに申請の受付事務は、粛々と進めながらも、受給権者に対する給付の開始については、関連法案の可決が遅れていることもありまして、本町におきましては、できるだけ早く給付をするための準備を進めておりますけれども、現在のところ、4月に入ってからの給付開始になるものと考えております。

次に、子育て応援特別手当につきましては、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第2子以降の子で、幼児教育期である小学校就学前3年間に該当するお子さんの一人当たりについて3万6,000円が支給されるものであります。この事業につきましても、定額給付金事業とあわせて申請手続をしていただくように、事務の準備を進めているところであります。

今後の予定であります。御議決をいただきますれば、3月の中旬から下旬にかけて、両事業に関するお知らせと返信用封筒を同封した申請書類を受給権者に対して郵送すると同時に、申請の受け付けを開始する予定であります。基本的には、郵送で受け付けをすることとしておりますが、受付窓口もあわせて設置をし、申請書を持参される方や問い合わせに対しても対応できる態勢を整えていく予定であります。また、給付方法につきましては、原則として口座振込を予定しておりますけれども、口座をお持ちでない方等に対しましては、窓口での給付も考えていきたいと思っております。

以上が基本的な流れであります。このたびの補正予算に計上しております金額につきましては、国から示されました給付金額、すなわち平成21年2月1日現在を基準として住民基本台帳に記載されている人並びに外国人登録をされている人のうち要件に該当する人に対して、定額給付金につきましては一人当たり1万2,000円、そのうち65歳以上及び18歳未満の人には8,000円が加算をされた2万円を給付するための交付金が、支給対象者であります1万3,411人分で2億856万6,000円になるものであります。事務費としては、国から示されました自治体規模別事務費目安額の計算根拠をもとに算出いたしました1,280万円を、それぞれの費目ごとに積算して計上しているものであります。一方、子育て応援特別手当につきましては、世帯に属する3歳以上18歳以下のお子さんが2人以上おられ、かつ第2子以降で平成14年4月2日から17年4月1日生まれのお子さんであることが支給対象の要件であります。171人分の615万6,000円と事務費としての73万円が今回の事業対象費となるものであります。

それぞれの内容につきましては、歳出におきまして、7ページにございますとおり、システムの改修等の委託料をはじめとして、通信運搬費、振込手数料等の役務費、そして人件費等の事務費とあわせ、給付金としての負担金補助及び交付金を合計いたしました定額給付金事業費全体といたしましては、2億2,136万6,000円となるものであります。

8ページの子育て応援特別手当事業費につきましては、需用費や役務費、人件費等の事務費と支給対象者171人分の交付金615万6,000円をあわせまして、事業費全体としては、688万6,000円となるものであります。

歳入につきましては、6ページにございますように、国庫補助金として、児童福祉費補助金の688万6,000円と総務管理費補助金の2億2,136万6,000円を、それぞれ歳出と同額計上しておりますが、これは、これらの事業に要する必要経費については、国が全額補助するというものでありまして、一般財源からの持ち出しはありません。

以上、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億2,825万2,000円を増額いたしまして、予算総額は、50億827万8,000円となるものでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（田中 稔君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本 ひろ子さん） 今定額給付金について説明がありましたけど、これは国からのもので、町の一般財源からは何もないように今説明がありましたけど、この定額給付金を皆さんに配られるときに、町としては現金を配られるのでしょうか。それかまた何かほかのことを考えておられるかちょっとお聞きしたいのですけどよろしいでしょうか。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、基本的には振り込みということでございます。それと、先ほど町長も申しましたとおり、口座がないという方におかれましては窓口の方でも支給をさせていただくというようなことで計画をいたしております。他の自治体においては、例えば商品券とか商工会とタイアップしてのそういった取り組みもあるようでございますが、平生町としたら今の国の交付金での内容で取り組みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本 ひろ子さん） せっかくのそういう財源をいただくのだから少しでも地元

に還元できるようなシステムにしていいただいたら、今の町内の商業に対しても何にしても皆冷え込んでおりますので、いくらかでも少しでも地元に潤いがあるように計画を立てていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

議長（田中 稔君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて、平成21年第1回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時27分閉会
